

発議案第3号

国会議員に支給される文書通信交通滞在費の見直しを求める意見書（案）

国会議員に支給される文書通信交通滞在費については、衆院選で当選した新人議員らに、在任日数が一日にもかかわらず、10月分の文通費100万円が満額支給されたことに批判が集まり、与野党で法改正の機運が高まっている。

当面、日割り支給に変更する法改正などを優先すべきとの声もあるが、国民の多くは、国会議員の活動に文書通信交通滞在費は必要としながらも、使途基準の明確化や領収書添付を義務化し、使途公開や国庫返納も可能にする見直しなど、社会通念に照らした透明性の高い法改正を望んでいる。

既に多くの地方議会においては、政務活動費等に領収書を添付するなどの見直しが進んでおり、国会においても国民の疑念を払拭する抜本的な法改正を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月14日

香 川 県 議 会